

相鉄・東急直通線  
環境影響評価書

要約書

平成 24 年 9 月

横 浜 市



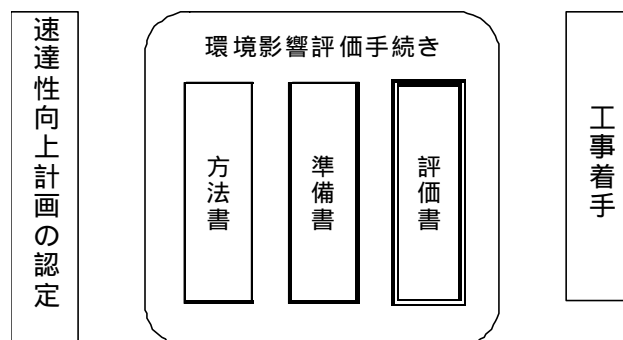
## はじめに

相鉄・東急直通線は、相鉄・JR直通線の羽沢駅から東京急行電鉄東横線・目黒線日吉駅付近間を整備し、相模鉄道線と東京急行電鉄線との相互直通運転を行うもので、横浜市中期4か年計画に位置付けられている神奈川東部方面線の一部区間として整備を行うものです。

神奈川東部方面線は、運輸政策審議会答申第18号「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」(平成12年1月)において、横浜市西部及び神奈川県中部と東京都心部を直結する路線として位置付けられており、平成17年に施行された都市鉄道等利便増進法を契機に、具体化の検討がなされました。

相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線の整備により、相模鉄道線から東日本旅客鉄道線、東京急行電鉄線、東京地下鉄線、都営地下鉄線等への相互直通運転が可能となり、広域鉄道ネットワークが形成され、相模鉄道線沿線を始めとする横浜市西部や神奈川県中部など東京都心部への速達性や利便性の向上が図られるほか、東日本旅客鉄道東海道線等の混雑緩和、新横浜都心の機能強化、新幹線アクセスの向上が期待されます。

本事業は約9.98kmの鉄道を建設することから、想定される周辺への環境影響を踏まえ、環境影響評価法第4条の規定により、「環境影響評価法」の対象事業(普通鉄道の建設)として環境影響評価手続きを行なうこととなりました。なお、この環境影響評価の手続きについては、本事業に係る施設が都市施設として都市計画に定めることとなったことから、環境影響評価法第40条の規定により、環境影響評価その他の手続きは、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続きと併せて行うこととなりました。よって、本事業においては、都市計画決定権者である横浜市が環境影響評価法に基づき、平成21年7月に環境影響評価方法書を、平成23年6月に環境影響評価準備書を提出し、住民説明会、神奈川県環境影響評価審査会等の手続きを経て、説明会における意見、準備書に対する意見書、準備書に対する神奈川県知事意見等を踏まえ総合的に検討し、準備書の内容を変更した環境影響評価書を平成24年3月に提出しました。さらに、提出した評価書に対し国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見を頂いたことから、頂いた意見を踏まえ評価書を補正し、「相鉄・東急直通線 環境影響評価書」としてここに取りまとめました。





# 目 次

第 1 章	都市計画対象鉄道建設等事業の名称及び事業者の名称等	1-1
1.1	都市計画対象鉄道建設等事業の名称	1-1
1.2	都市計画決定権者の名称等	1-1
1.3	事業者の名称等	1-1
第 2 章	都市計画対象鉄道建設等事業の目的及び内容	2-1
2.1	都市計画対象鉄道建設等事業の目的	2-1
2.2	都市計画対象鉄道建設等事業の内容	2-3
1)	都市計画対象鉄道建設等事業の種類	2-3
2)	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域	2-3
3)	都市計画対象鉄道建設等事業の規模	2-3
4)	都市計画対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力	2-9
5)	都市計画対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる 列車の最高速度	2-9
6)	都市計画対象鉄道建設等事業の工事計画の概要	2-9
7)	都市計画対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される 列車の本数	2-23
8)	都市計画対象鉄道建設等事業に係る盛土、切土、トンネル 若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	2-24
9)	都市計画対象鉄道建設等事業に係る車庫及び 車両検査修繕施設の区域の面積	2-24
10)	その他の都市計画対象鉄道建設等事業の内容に関する事項	2-24
第 3 章	都市計画対象鉄道建設等事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3.1	自然的状況	3-2
3.2	社会的状況	3-5
第 4 章	方法書について意見を有する者からの意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	4-1
第 5 章	方法書についての神奈川県知事の意見及び それに対する都市計画決定権者の見解	5-1

第6章 都市計画対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の項目	
並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
6.1 環境影響評価の項目及びその選定理由	6-1
6.2 調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	6-5
第7章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	7.1.1-1
第1節 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	7.1.1-1
7.1 大気環境	7.1.1-1
1) 粉じん等	7.1.1-1
2) 二酸化窒素	7.1.2-1
3) 浮遊粒子状物質	7.1.3-1
4) 騒音	7.1.4-1
5) 振動	7.1.5-1
7.2 水環境	7.2.1-1
1) 水の濁り、水の汚れ	7.2.1-1
2) 地下水の水位	7.2.2-1
3) 河川の形態・流量	7.2.3-1
7.3 土壌に係る環境その他の環境	7.3.1-1
1) 地盤沈下	7.3.1-1
第2節 人と自然との豊かな触れ合いの確保	7.4.1-1
7.4 景観	7.4.1-1
1) 主要な眺望景観	7.4.1-1
第3節 環境への負荷の量の程度	7.5.1-1
7.5 廃棄物等	7.5.1-1
1) 建設工事に伴う副産物	7.5.1-1
2) 駅舎の供用に伴う一般廃棄物、産業廃棄物	7.5.2-1
第4節 その他の項目	7.6.1-1
7.6 地域社会	7.6.1-1
1) 交通混雑	7.6.1-1
2) 交通安全	7.6.2-1
7.7 文化財	7.7.1-1
1) 文化財	7.7.1-1
7.8 安全(地下埋設物破壊)	7.8.1-1
1) 安全(地下埋設物破壊)	7.8.1-1

第 8 章	環境の保全のための措置	8-1
第 9 章	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて 講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置	9-1
第 1 節	事後調査計画	9-1
第 2 節	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかとなった場合の対応の方針	9-1
第 3 節	調査の結果の公表方法	9-1
第 10 章	当該事業に係る環境影響の総合的な評価	10-1
第 11 章	準備書について意見を有する者からの意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解	11-1
第 12 章	準備書についての神奈川県知事の意見及び それに対する都市計画決定権者の見解	12-1
第 13 章	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と 都市計画決定権者の対応	13-1
第 14 章	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、 その者の氏名及び住所	14-1

